

田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火) 午前8時57分から9時52分
2. 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
3. 出席委員

農業委員(9名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	山本	久行
	4番	工藤	浩司
	5番	鈴木	穰
	6番	中山	静子
	7番	白戸	陽平
	8番	田澤	隆
	9番	菊地	卓朗

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域3	一戸	健策
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

3番	福原	義明
----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

事務局 ただいまより3月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の鈴木穰委員と6番の中山静子委員を指名します。書記には、事務局の成田、佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入ります。

議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第9号について、説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が8件、区分地上権設定が1件です。

【議案第9号、所有権移転の整理番号6・7、賃貸借権設定の整理番号2～9、区分地上権設定の整理番号1について説明】

3ページの所有権移転の整理番号6と7については、前田屋敷地区から北西約300mに位置する農地であります。

面積が小さく、耕作不便であることから、隣接地を所有する譲受人が贈与により取得するものであります。

4ページの賃貸借権設定の整理番号2と3については、オリテック株式会社から東側約200mに位置する農地であります。

これまで、基盤法において賃貸借権設定していましたが、期間満了による更新時期を機会に、自動更新となる農地法第3条で賃貸借権設定するものであります。

4ページの整理番号4については、役場から南西約1kmに位置する、国道102号線に近い農地であります。

これまで、一戸喜美男さんが個人で借りていた農地であります。法人を設立したことから、法人で賃貸借権設定するものであります。

5ページの整理番号5については、役場から南側約850mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、規模拡大を図る賃借人が借りるものであります。

整理番号6については、大袋地区から北東約870mに位置する農地であります。

一戸喜美男さんが個人で借りていた農地であります。法人を設立したことから、法人で賃貸借権設定するものであります。

整理番号7については、諏訪堂地区から南西約500mに位置する農地であります。

同じく、個人から法人への切り替えであります。

6ページの整理番号8については、諏訪堂地区から南側約650mに位置する農地であります。

同じく、個人から法人への切り替えであります。

整理番号9については、大袋地区から東側約530mに位置する農地であります。

同じく、個人から法人への切り替えであります。

7ページの区分地上権設定の整理番号1については、高田地区の北側に隣接する農地であります。

区分地上権は、土地の上空や地下部分に対する第三者の権利を設定するもので、農地法第5条による一時転用と関連し、農地転用許可制度上の取り扱いにより、農地法第3条により権利設定するものであります。

今回の案件は、譲渡人の孫である譲受人の住宅建築に伴う上水道管の埋設のため、権利設定するものであります。

なお、許可の判断については、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に許可するものとされています。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第9号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (一戸健策)
5ページの整理番号7について、玄米1俵換算価格とあるが、価格は
どうやって決めているか。

事務局 (佐藤)
双方協議の上、決定した価格であります。(毎年の農協の概算金)

委 員 (一戸健策)
はい、わかりました。

会 長 他にありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いですので、議案第9号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第10号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条
及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、
自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、
その議事に参与することができない。」とありますので、7番の白戸陽平委

員と推進委員の鈴木哲也委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(白戸陽平委員、鈴木哲也委員 退席 9 : 1 2)

議案第 1 0 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による案件は、所有権移転が 1 件、賃貸借権設定が 1 1 件、使用貸借権設定が 1 件です。

【議案第 1 0 号、所有権移転の整理番号 8、賃貸借権設定の整理番号 1 2 ~ 2 2、使用貸借権設定の整理番号 1 について説明】

9 ページの所有権移転の整理番号 8 については、高田地区から北側約 2 5 0 m に位置する農地であります。

これまでも、作業受託により譲受人が耕作してきた農地ですが、高田地区のほ場整備を進めるにあたり、未相続農地や改良区の水利費の問題が生じ、今後も譲渡人自らの耕作が困難であることから売買することとなったものであります。

1 0 ページの賃貸借権設定の整理番号 1 2 については、枝川地区の東側に隣接する農地 4 筆、浅瀬石川中央橋から南東約 1 6 0 m に位置する農地 2 筆、同じく中央橋から南西約 2 0 0 m に位置する農地 1 筆、枝川地区から南西約 3 2 0 m に位置する農地 1 筆です。

期間満了による再設定です。

整理番号 1 3 については、旧田舎館小学校の南東側に隣接する農地であります。

同じく期間満了による再設定です。

1 1 ページの整理番号 1 4 については、川部地区ムツミテクニカから北側約 3 7 0 m に位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であるため、ヒマワリの作付けを行うため、賃借人が借りるものであります。

整理番号 1 5 については、前田屋敷地区から北西約 4 7 0 m に位置

する農地で、期間満了による再設定であります。

12ページの整理番号16については、田舎館地区から南東約900mに位置する農地で、期間満了による再設定であります。

整理番号17については、高田地区から南西約620mに位置する農地で、期間満了による再設定であります。

整理番号18については、垂柳地区の南側に隣接する農地で中間管理事業による賃貸借権設定であります。

耕作者は、田舎館地区の八木澤寿さんです。

なお、今月の農地中間管理事業の総会案件で1月末以降に手続きしたのものについては、農地利用集積計画の様式が出し手、受け手、中間管理機構の三者が記載される一括方式となりました。

次の13ページからが1月末以降に手続きした案件となります。

13ページの整理番号19については、枝川地区から北東約290mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であるため、去年1年、特定作業受委託契約により賃借人が耕作しましたが、今回、農地中間管理機構を通して、賃貸借権設定するものであります。

整理番号20については、田舎館地区から東側約600mに位置する農地2筆、田舎館地区から南東約930mに位置する農地1筆、田舎館地区の南側に隣接する農地1筆で、農地中間管理事業の賃貸借権設定の更新です。

整理番号21については、大曲地区から南西約350mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であるため、平成29年1月に出し手の登録をしましたが、受け手が無い状況でありましたが、今回、経営規模拡大を目指す、賃借人が長ネギの作付けのため、借りることとなりました。

14ページの整理番号22については、川部農村広場から東側約370mに位置する農地3筆、同じく川部農村広場から南東約540mに位置する農地1筆であります。

賃貸人自らが水稻部門の耕作が困難であることから、賃借人が借りることとなりました。

15ページの使用貸借権設定の整理番号1については、川部農村広場から東側約250mに位置する農地であります。

同じく、賃貸人自らが水稻部門の耕作が困難であるため、賃借人がかりるものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第10号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (一戸健策)
11ページの整理番号14と15について、10a当たりの単価が6,000円と17,000円で極端に低い単価と高い単価となっているが、どうしてか。

事務局 (佐藤)
どちらも双方協議の上、決定したものであります。
整理番号14については、現況が土盛りされており畑となっています。村の畑の最低単価です。
整理番号15については、更新であります。これまでの単価を継続するとのことで決定しています。

委 員 (一戸健策)
はい、わかりました。

会 長 他にありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第10号は議案のとおり決定することとします。

(白戸陽平委員、鈴木哲也委員 着席9:25)

次に、議案第11号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第11号について、説明いたします。
今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。

【議案第11号、所有権移転の整理番号2、賃貸借権設定の整理番号1について説明】

17ページの所有権移転の整理番号2については、川部地区ムツミテクニカから北側約130mに位置する農地であります。

申請者は、成田睦子さんです。

用途は、敷地の拡張であります。

次に、19ページの賃貸借権設定の整理番号1については、役場から北側約130mに位置する農地であります。

申請者は、株式会社 南建設です。

用途は、現場事務所の設置です。

以上です。

会 長 議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を7番の白戸陽平委員からお願いします。

事前審査員（7番 白戸陽平委員）

事前審査の結果を報告します。

18ページの成田睦子さんの事前審査結果報告です。

3月2日（月）に事務局と現地審査に行ってきました。

申請人の氏名は、成田睦子さん、住所・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音、その他問題ないものと見てまいりました。

次に、20ページの株式会社 南建設の事前審査結果報告です。

3月2日（月）に事務局と現地審査に行ってきました。

申請人の氏名は、株式会社 南建設、住所・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音、その他問題ないものと見てまいりました。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 成田睦子さんの申請地の農地区分については、10ha以上の集团的農地の区域内にある「第1種農地」と判断します。

第1種農地は原則、転用することが出来ない農地であります。「拡張に係る部分の敷地面積が、既存の敷地面積の2分の1を超えないもの」

であることから、不許可の例外に該当し、許可相当と判断します。
次に、南建設の申請地の農地区分については、「農振農用地区域内にある農地」であります。

農振農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可することが出来ない農地であります。が、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められる場合は、例外的に許可することが出来る」とされています。

今回の申請内容は、中央公民館及び村民体育館の建築工事に伴う現場事務所設置のための一時転用であることから許可相当と判断します。
以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第11号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (菊地卓朗)
工事の入札後に業者が決まってから、農地転用の申請となるのでしょうか。

事務局 (佐藤)
はい、そうです。

会 長 暫時の間、休憩いたします。

(休憩)

会 長 休憩を解き、会議を再開いたします。
他にありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第11号は許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付することといたします。

次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第3号について報告いたします。

【報告第3号、合意解約について説明】

会長 報告ですが、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第3号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和2年3月10日

田舎館村農業委員会

会長

福士真規 

議事録署名者

委員

鈴木 穂 

委員

中山 静子 